平成２７年（フ）第３３９１号
大阪市平野区長吉出戸３丁目１番66―107号
債務者　山口　一美
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４５８号
大阪府吹田市末広町21番８号（20）
債務者　西村　喜勝
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５１６号
大阪府茨木市主原町７番８号ネオコーポ都106号、前住所大阪府茨木市鮎川５丁目１番12号レオパレスグランビュイッソン208号
債務者　今川　由子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５５４号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目４番１号
債務者　田中　正和
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５５５号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目４番１号
債務者　田中　和美
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５６８号
大阪市生野区林寺３丁目11番７号
債務者　香川　信之
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５６９号
大阪市生野区林寺３丁目11番７号
債務者　香川千賀子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５７４号
大阪府寝屋川市池田西町３番９―102号
債務者　岡崎　幸彦
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５８１号
大阪府吹田市江坂町２丁目11番６号
債務者　内田　鈴子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５８６号
大阪府寝屋川市高宮２丁目20番33号
債務者　田井　紅子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７８号
奈良県大和高田市日之出町２番11号　大島住宅、前住所奈良県大和高田市北片塩町８番19号
債務者　村岡　良次
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
奈良県大和高田市神楽２丁目８番４号
債務者　清水　芳子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
埼玉県深谷市田所町１―27　ＳＫＹ202、住民票上の住所群馬県高崎市台町43番地
債務者　増村　典昭
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２６号
広島県安芸高田市吉田町多治比846番地２
債務者　吉岡　寿之
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第２５０号
沖縄県那覇市樋川１丁目１番11号　ライオンズマンション開南大通り206
債務者　山川　保美
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５８９号
埼玉県新座市片山２丁目６番22号
債務者　田中　政博
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５９２号
さいたま市岩槻区大字掛7951番地11
債務者　鈴木　維子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８５９号
さいたま市北区日進町２丁目1580番地３301号
債務者　瀬戸　　豊
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係